

第四期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>「,」を「、」に変更する。 見出しを「イロハニホヘト」から「アイウエオ」表記に変更する。</p> <p>1から6 (略)</p> <p>7 管理の実施 (1) 個体数管理 捕獲は、狩猟、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲として実施するが、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p><u>アからイ (略)</u></p> <p><u>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</u> <u>(ア) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的</u> 令和6年4月に法の省令が改正され、クマ類が「指定管理鳥獣」に指定された。本県において生息するツキノワグマは、近年活動範囲の拡大による市街地への出没や人身被害リスクの増加等が懸念されることから、捕獲を通じた被害の防止を目的として実施する。 <u>(イ) 実施期間</u> 実施期間は第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めることとし、原則として期間は1年以内とする。 <u>(ウ) 実施区域</u> 実施区域は、宮城県内全域とする。ただし、実施期間ごとに、市町村と調整の上で対象の地域を実施計画において定めるものとする。 <u>(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標</u> ツキノワグマの人身被害等の防止を図るため、人の生活圏周辺の緩衝地帯において、その行動圏や出没状況を調査し、人に危害を加えたり経済的な損失を発生させる恐れのある個体を特定し、年度ごとに捕獲数を設定する。 <u>(オ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価</u> 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施期間が終了したときには指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行う。また、評価の妥当性について宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委</p>	<p>1から6 (略)</p> <p>7 管理の実施 (1) 個体数管理 捕獲は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみ行い、数の調整（個体数調整）による捕獲は行わないものとする。</p> <p><u>イからロ (略)</u></p> <p><u>ウ (追加)</u></p>

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p><u>員会及び同ツキノワグマ部会の意見を聴いた上で指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成し、県自然保護課ホームページで公表する。</u></p> <p><u>(カ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者</u> <u>宮城県</u></p> <p>エからキまで (略)</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>ニからトまで (略)</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>8 (略)</p>